


所管部課	福祉部高齢介護課		部長	吉沢 寿子		
件名	東大和市介護保険条例の一部を改正する条例について					
		区分	○	1 審議事項		2 報告事項
関係事項	条例規則					
	部課機関					
<p>1. 要 旨</p> <p>平成27年3月31日付総務省の通知による、東大和市税条例の一部改正の例にならい、東大和市介護保険条例の一部を改正するものである。</p> <p>(1) 主な改正内容</p> <ul style="list-style-type: none"> 普通徴収の保険料の減免申請について、「普通徴収の方法によって保険料を徴収されている者については納期限前7日までに、特別徴収の方法によって保険料を徴収されている者については特別徴収対象年金給付の支払に係る月の前々月の15日」を「規則で定めるところにより、納期限」に改正する。 <p>(2) 施行日 平成28年4月1日</p> <p>(3) 影響及び効果 減免申請に係る申請期間が長くなる。</p>						
<p>2. 経 過 (現時点に至るまでの経過)</p> <p>文書課審査済</p>						
<p>3. 留意事項 (問題点等)</p>						
<p>4. 主管部処理案 (検討結果等)</p> <p>庁議終了後、速やかに条例改正の手続きを進めたい。 上記条例を改正する議案を、平成27年第4回市議会定例会に提出したい。</p>						
<p>5. 審議結果</p>						

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。